

「信州の伝統野菜」伝承地栽培認定証票の使用に関する要領

この要領は、信州伝統野菜認定事業実施要綱（平成18年9月27日施行。以下「実施要綱」という。）に基づき長野県が制作した『信州の伝統野菜』伝承地栽培認定証票（以下「認定証票」という。）の使用について、以下のとおり定める。

（目的）

第1 「信州の伝統野菜」認定証票の使用に関し一定の基準を定めることにより、伝承地栽培認定を受けた野菜に対し多くの県民に親しみを持ってもらうとともに需要拡大を図る。

（認定証票）

第2 認定証票は、別に定めるとおりとする。

2 認定証票は、使用者がみだりに改変して使用することはできない。

（認定証票使用対象産物）

第3 認定証票は、長野県が認定した「伝承地栽培認定野菜」（以下「認定野菜」という。）及び認定野菜を原料とした加工品に使用できる。

2 前項の「認定野菜を原料とした加工品」については、伝統的な作り方であって、伝統野菜固有の味や伝承された味を尊重したものとする。

3 前項の「伝統野菜固有の味や伝承された味を尊重するもの」は、加工品に添加物、特に化学的に合成された食品添加物は極力使用せず、伝統野菜以外の原材料は原則として、長野県産あるいは国内産を用いたものとする。

（著作権及び使用权）

第4 認定証票の著作権は、長野県に帰属する。

2 認定証票は、無断で複製、使用及び印刷することはできない。

3 認定証票の使用の承認を受けた者（以下「使用权者」という。）は、他の者に認定証票の使用权を譲渡することはできない。

4 認定証票と誤認される類似認定証票を使用してはならない。

（使用权者の責務）

第5 認定証票が表示されたものに関する一切の責任は、認定証票の使用权者が負うものとする。

（申請及び承認）

第6 認定証票を使用申請できる者は次の者とする。

（1）認定野菜を生産する市町村、農業者団体、農業者集団等で、認定野菜に認定証票を使用しようとする者。

（2）伝承地栽培認定を受けた者で、自ら認定野菜の加工品を製造・販売し、加工品に認定証票を使用しようとする者。

なお、委託加工を行う場合の委託先は、長野県内の加工業者等とする。

（3）認定野菜を原料とした加工品を製造し販売する（又は製造し販売しようとする）長野県内の食品会社及び農業者等が組織する加工組織。

- 2 第1項の者が認定証票の使用を希望する場合は、第1項の(1)の者は「信州の伝統野菜」伝承地栽培認定要領第6第1項に定める「信州の伝統野菜」伝承地栽培認定申請書(様式1)により申請するものとする。
 - (2) 第1項の(2)及び(3)の者は、「信州の伝統野菜」伝承地栽培認定証票使用申請書(別紙様式1)により申請するものとする。

その際、(3)の者は、使用する認定野菜を生産する者と共同で申請するものとする。
 - (3) 認定証票は、申請者が印刷会社へ作成依頼するものとし、申請書に作成依頼する印刷会社名及び住所、電話番号等を明記するものとする。
- 3 知事は、承認するにあたり、あらかじめ信州伝統野菜認定委員会の意見を聴取し、この要領に適合すると認めるときは、別紙様式2により使用の承認を行う。

また承認にあたって、認定証票のフォーマットを所轄する地域振興局を通じて印刷会社へ貸与することができるものとする。
- 4 認定証票の使用の承認及び使用期間中において、知事は必要に応じて使用に関する条件をつけることができるものとする。

なお、この場合に発生する損害は使用権者の責務によるものとする。
- 5 認定証票の使用の承認を受けた者が、この要領に違反した場合には、知事は使用の取り消し及び是正のための措置を講じることができる。

(認定証票の使用条件)

- 第7 認定証票は、第3の産物をまとめて収容する容器箱に表示することができる。

ただし、容器箱に使用権者の名称等を明記するものとする。
- 2 認定証票は、第3の産物の宣伝のために制作される広告、パンフレット、ポスター、チラシ、のぼり、陳列(販売)台等の各種媒体に使用することができる。

ただし、これらの媒体には原則として使用権者の名称等を明記するものとする。

(認定証票の使用料)

- 第8 認定証票は、本県の公共的資源となる伝統野菜を広く県民等に享受していくためのものであるため、その使用料は無料とする。

ただし、認定証票の使用にあたり印刷等に要する費用は使用権者の負担とする。

(認定証票の表示方法)

- 第9 実施要綱第14条の規定による認定証票は、別記様式Aにより認定番号と認定野菜名を一緒に表示するものとする。

ただし、第6の第1項の(3)の者が、認定野菜を加工した商品を複数取り扱うとき、別記様式Bにより認定番号と認定野菜名を省略することができる。この場合、食品表示法に基づく表示の原材料名に伝統野菜名と認定番号を表示するものとする。
- 2 認定証票は、直接、使用資材に印刷表示するほか、シールに印刷し、貼付表示することができる。

(認定証票の適正使用)

- 第10 認定証票の使用権者がこの要領を遵守せずに、不正に使用した場合には、知事は次の必要な措置を順次講ずることとする。

(1) 指導

(2) 使用権者の公表

(3) 使用の取り消し

- 2 認定証票の使用権者は、不正な使用に関する情報があれば速やかに知事に報告するものとする。
- 3 知事は、適正な使用を確認するため、必要に応じて使用権者に対して資料の請求及び現地調査を実施することができ、この場合、使用権者は適切に対応しなければならない。
- 4 認定証票の無断使用においても前項を適用する。

(認定証票の使用期間)

第11 使用期間は、認定野菜の認定期間とする。

なお、引き続き、使用を行う場合は改めて手続きを行うものとする。

(報告)

第12 第6の第1項の(1)の者は、「信州の伝統野菜」伝承地栽培認定要領第6第2項に定める「信州の伝統野菜」伝承地栽培認定野菜栽培実績等報告書(様式2)により報告するものとする。

また、第6の第1項の(2)及び(3)の者は、「信州の伝統野菜」伝承地栽培認定証票使用実績書(別紙様式3)により使用状況等を報告するものとする。

(認定証票の使用の中止)

第13 第6の第2項(2)の申請を行い、同第3項の認定証票の使用の承認を受け、使用期間中に認定証票の使用を中止した者は、使用を中止した日から1ヶ月以内に、「信州の伝統野菜」伝承地栽培認定証票使用中止届出書(別紙様式4)により届け出るものとする。

(使用台帳)

第14 長野県は、「信州の伝統野菜」伝承地栽培認定証票使用台帳(別紙様式5)を作成し、保管するものとする。

(その他)

第15 広報媒体の使用

県が制作した広報媒体を使用する場合は、別に定める取り扱いによる。

附則 この要領は、平成19年8月29日から適用する。

この要領は、平成29年4月1日から適用する。

この要領は、平成30年2月14日から運用する。

この要領は、令和3年3月17日から運用する。

この要領は、令和4年3月17日から運用する。

(別紙様式1)

「信州の伝統野菜」伝承地栽培認定証票使用計画書

年 月 日

長野県知事

様

申請者（使用権者）

住 所

名 称

代表者

連絡先（TEL /FAX ）

共同申請の
場合のみ
(生産者)

住 所
名 称
代表者

『信州の伝統野菜』伝承地栽培認定証票の使用に関する要領」第6第2項(2)の規定により、下記のとおり提出します。

記

1 伝承地栽培認定野菜の内容

伝承地栽培認定野菜の名称	認定年月日 認定番号	生 産 者
		住 所 名 称 代表者名

※ 「伝承地栽培認定野菜」を複数使用する場合は、別紙1-1に記入すること
認定野菜生産者と申請者が同一のものは「生産者」欄に「申請者と同一」と記入すること

申請者の概要

※ 認定野菜生産者と加工製造者のつながりと役割、本申請のねらいなど記入すること

2 生産計画

商 品 名 (品 名)	内容量	伝承地栽培認定野菜の名称	製造使用 予定数量
()	kg		kg
生産時期 (通年、 月～ 月)		販売時期 (通年、 月～ 月)	
原 材 料 の 内 容			
原 料 名		使用量 (又は割合)、産地名・銘柄等	

※1 (品名)は「漬物(粕漬け)」、「野菜缶詰」など、加工食品の内容を示す一般的な名称を記載すること。

2 「原材料の内容」は、伝承地栽培認定野菜名及びそれ以外の野菜等名称、調味料名(みそ、しょうゆ、塩、砂糖など)、食品添加物名(保存料、着色料など)を「原料名」に記入すること。

また、原料の使用量(又は内容量に対する使用割合)をそれぞれに記入し、伝承地栽培認定野菜及びそれ以外の野菜等は産地名(県外産は県名でも可)、調味料は銘柄(又は製造元)を記入すること。

3 商品又は「伝承地栽培認定野菜」が複数の場合は、別紙1-2に記入すること

3 伝統野菜固有の味・伝承された味に対する工夫したことと、商品の特色

※ 商品毎にコメントを記入すること

記入しきれない場合は、別葉に記入しても差し支えない。

4 表示販売計画

商 品 名	認定証票を使用して出荷・ 販売する予定数量 kg	認定証票使用予定枚数		
		1年目	2年目	3年目
	(主な販売先)	枚	枚	枚

※ 「認定証票使用予定枚数」の年数は、「伝承地栽培認定野菜」の認定期間として記入すること

商品が複数の場合は、別紙1－3に記入すること

5 認定証票作成計画

認定証票の表示方法 (該当する事項に○印 をすること)	1. 商品へ直接貼付・印刷 2. 出荷包装類へ貼付・印刷 3. チラシ等広告用紙に印刷※ ¹ 4. その他 [具体的に：]
証票の作成方法	印刷会社へ作成依頼 会社名： 住所： 電話番号：

※¹ 新聞折り込みチラシを除く

添付書類

- 1 製造に係る衛生管理等の規程を添付すること
- 2 商品の製造過程をフローチャート等で示した「製造工程図」

(別紙様式1 (別紙1-1))

1 伝承地栽培認定野菜の内容

伝承地栽培認定野菜の名称	認定年月日 認定番号	生産者
		住所 名称 代表者名

(別紙様式1 (別紙1-2))

2 生産計画

商 品 名 (品 名)	内容量	伝承地栽培認定野菜の名称	製造使用 予定数量
()	kg		kg
生産時期 (通年、 月～ 月)		販売時期 (通年、 月～ 月)	
原材料の内容			
原 料 名		使用量 (又は割合)、産地名・銘柄等	
商 品 名 (品 名)	内容量	伝承地栽培認定野菜の名称	製造使用 予定数量
()	kg		kg
生産時期 (通年、 月～ 月)		販売時期 (通年、 月～ 月)	
原材料の内容			
原 料 名		使用量 (又は割合)、産地名・銘柄等	

(別紙様式1 (別紙1-3))

3 表示販売計画

商 品 名	認定証票を使用して出荷・ 販売する予定数量	認定証票使用予定枚数		
		1年目	2年目	3年目
	kg (主な販売先)	枚	枚	枚
	kg (主な販売先)			

(別紙様式2)

番 号
年 月 日

(申 請 者) 様

長野県知事 印

「信州の伝統野菜」伝承地栽培認定証票の使用の承認について

年 月 日付けで提出がありました「信州の伝統野菜」伝承地栽培認定証票の使用計画については計画書の内容のとおり承認します。

『信州の伝統野菜』伝承地栽培認定証票の使用に関する要領」に基づき、適正に使用するとともに、申請の内容を変更する場合は、速やかに報告してください。

(新規承認の場合追記：なお、認定証票のフォーマットを添付しますので、認定証票を作成する場合にご活用ください。)

記

1 承認する内容

年 月 日付け「信州の伝統野菜」伝承地栽培認定証票使用計画書に記載のとおり。

2 承認期間

年 月 日～ 年 月 日

3 実績報告

申請書に記載された販売期間の終了後は、速やかに「信州の伝統野菜」伝承地栽培認定証票の使用に関する要領第12に基づき、認定証票使用実績書を提出してください。

4 その他

「信州の伝統野菜」伝承地栽培認定証票の使用に当たっては、以下の点について留意してください。

- (1) 認定証票を無断で複製、使用及び印刷しないこと。
- (2) 認定票の使用権を他の者に譲渡しないこと。

(別紙様式3)

「信州の伝統野菜」伝承地栽培認定証票使用実績書

年 月 日

長野県知事 様

申請者（使用権者）

住 所

名 称

代表者

共同申請の
場合のみ
(生産者)

{ 住 所
名 称
代表者

『信州の伝統野菜』伝承地栽培認定証票の使用に関する要領」第12の規定により、下記のとおり提出します。

記

1 伝承地栽培認定野菜の内容

伝承地栽培認定野菜の名称	認定年月日 認定番号	生 産 者
		住 所 名 称 代表者名

※ 「伝承地栽培認定野菜」を複数使用の場合は、別紙3-1に記入すること

2 生産実績

商 品 名 (品 名)	内容量	伝承地栽培認定野菜の名称	使用数量
()	kg		kg

※ (品名)は「漬物(粕漬け)」、「野菜缶詰」など、加工食品の内容を示す一般的な名称を記入すること

商品又は「伝承地栽培認定野菜」が複数の場合は、別紙3-2に記入すること

3 表示販売実績

商 品 名	認定証票を使用して出荷・ 販売した数量実績	認定証票使用実績枚数		
		1年目	2年目	3年目
	kg	枚	枚	枚

※ 「認定証票使用実績枚数」の年数は、「伝承地栽培認定野菜」の認定期間として記入すること

商品が複数の場合は、別紙3-3に記入すること

4 認定証票の使用状況の分かる写真等を添付する

(別紙様式1 (別紙3-1))

1 伝承地栽培認定野菜の内容

伝承地栽培認定野菜の名称	認定年月日 認定番号	生産者
		住所 名称 代表者名

(別紙様式1 (別紙3-2))

2 生産実績

商 品 名 (品 名)	内容量	伝承地栽培認定野菜の名称	使用数量
()	kg		kg
()			
()			
()			
()			
()			

(別紙様式1 (別紙3-3))

3 表示販売実績

商 品 名	認定証票を使用して出荷・ 販売した数量実績	認定証票使用実績枚数		
		1年目	2年目	3年目
		枚	枚	枚

(別紙様式4)

「信州の伝統野菜」伝承地栽培認定証票使用中止届出書

年 月 日

長野県知事 様

申請者（使用権者）

住 所

名 称

代表者

連絡先（TEL /FAX ）

共同申請の
場合のみ
(生産者)

住 所
名 称
代表者

令和 年 月 日付け 園畜第 号により使用の承認があった、「信州の伝統野菜」伝承地栽培認定証票について使用を中止したので、「『信州の伝統野菜』伝承地栽培認定証票の使用に関する要領」第12の規定により、下記のとおり届け出ます。

記

1 認定証票の使用を中止する加工品

商品名	伝承地栽培認定野菜の名称	使用中止年月日

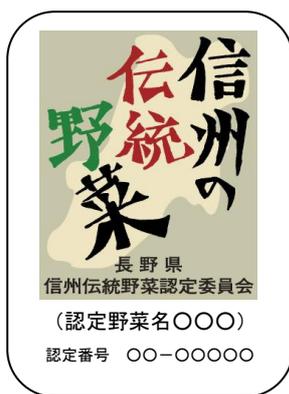
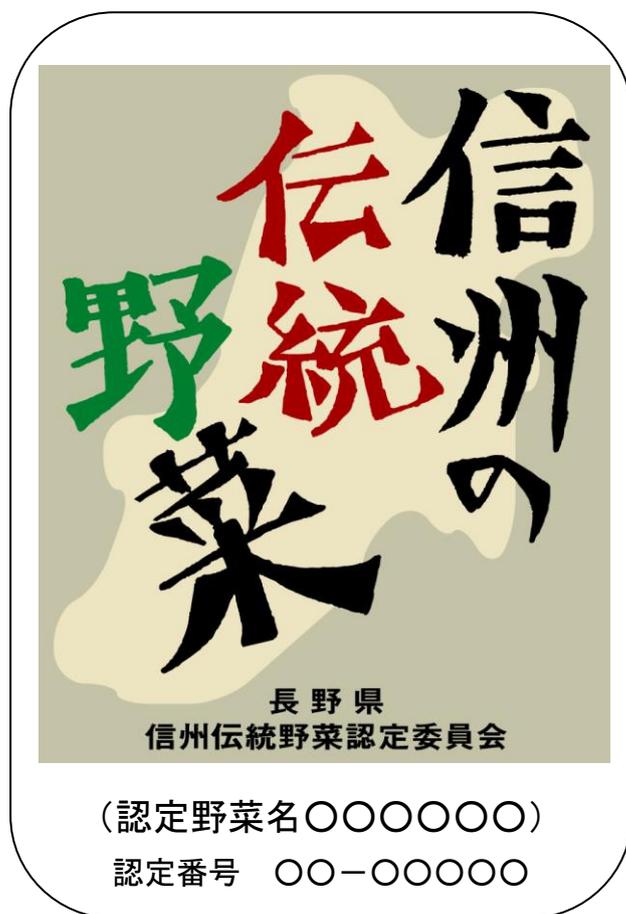
2 表示販売実績

認定証票を使用して出荷・ 販売した数量実績	認定証票使用実績枚数		
	1年目	2年目	3年目
kg	枚	枚	枚

※直近の使用実績報告から使用中止までの間の実績を記載する。

(別記様式A)

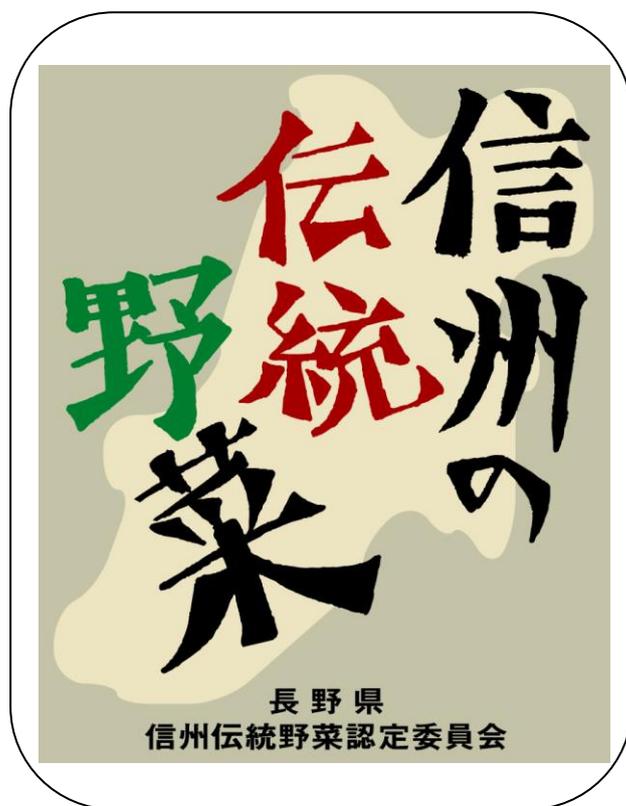
伝承地栽培認定証票の表示例



※ 認定野菜の生産組織名等は、可能な限り表示する
表示サイズは任意であるが、縮小サイズについては認定野菜・認定番号等が認識できる範囲とする

(別記様式 B)

加工品への伝承地栽培認定証票の表示例



(食品表示法に基づく表示例)

原材料名	きゅうり（長野県松本市産、番所きゅうり「信州の伝統野菜」認定番号：××-××××）、塩、しょうゆ（原材料の一部に大豆を含む）
------	--

伝統野菜名

※ 表示については、食品表示法に従う

※ 認定野菜の生産組織名等は、一括表示の枠外に可能な限り表示する